

春

令和6年4月6日(土)～4月15日(月)

の全国交通安全運動



運動の重点

- ① 子どもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践
- ② 歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行
- ③ 自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守

琵琶湖疏水

思いやり
乗せて走ろう
滋賀の道

しがのみち
とびだしぼうやが
みているよ

へるめっと
かぶってまもろう
こうつうるーる

令和6年度 滋賀県交通安全スローガン



滋賀県・滋賀県交通対策協議会

滋賀県道路保全課 交通安全対策室

TEL 077(528)3682

滋賀県防犯・交通安全

検索

と検索してください。

滋賀県応援寄附(ふるさと納税)
～キラリと光る滋賀の交通安全～

交通安全の普及啓発や道路整備
など、交通安全対策に活用します。
交通安全に支援をお願いします。

※ 詳しくは、右のQRコードから



この印刷物は再生紙を利用しています。

4月10日(水)は『交通事故死 **ゼロ** を目指す日』です

子どもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践

令和5年中の歩行者の交通事故死者は6人、負傷者は340人で、前年に比べて負傷者が51人増加しています。その内、

子ども(中学生以下)
死者0人、負傷者40人
高齢者(65歳以上)
死者3人、負傷者100人



となっています。

◆◆ 思いやり運転で交通事故防止! ◆◆
歩行者事故の多くは、飛び出しや車両の直前直後の横断によるものです。

子どもや高齢者を始め、歩行者を見たら徐行や一時停止などして、十分注意して運転しましょう。

◆◆ 歩行者の交通ルールの遵守! ◆◆
道路を横断するときは、近くの横断歩道を利用して、左右の安全確認をしましょう。また、信号機のあるところでは、信号に従って横断しましょう。

歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行

信号機のない横断歩道での歩行者横断時における車の一時停止状況について、令和5年にJAFが調査した結果、全国平均45.1%に対して

滋賀県は、46.3%

という結果でした。

平成30年の調査結果、8.3%(滋賀県)と比較すると38%増加し、令和5年は初めて全国平均を上回ることができましたが、未だに半分以上は停止していない状況です。

シートベルト、チャイルドシートは確実に着用しましょう。車のドライバーは、同乗者の命を預かっている意識を持ち、出発前にシートベルト等の着用を呼びかけましょう。

◆◆ 横断歩道は歩行者優先! ◆◆
滋賀県では、「横断歩道利用者ファースト運動」を推進しています。

信号機のない横断歩道の手前には、「横断歩道あり」の道路標識や路面標示(ダイヤモンド)が設置されています。歩行者や自転車が横断しようとしているときは、横断歩道の手前で一時停止しましょう。

◆◆ 歩行者は横断する意思表示を! ◆◆
道路を横断するときは、左右の安全確認をして、手を上げるなどして横断する意思表示を運転者に伝えましょう。

◆◆ 全席でのシートベルト着用! ◆◆
シートベルトは、全席で着用が義務付けられています。安全運転をしていても交通事故に巻き込まれる可能性がありますので、命を守るためにも自らシートベルトを着用しましょう。



自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

令和5年中の自転車事故516件のうち、
自転車第1当事者となる交通事故が96件発生しており、自転車側の過失が大きい事故が多く発生しています。

特定小型原動機付自転車(電動キックボード等)利用時も自転車利用時と同じく

ヘルメットの着用

に努めましょう。



◆◆ 自転車安全利用五則を守りましょう! ◆◆

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

※自転車歩道で歩道を通行できる場合は、幼児、児童(13歳未満)、70歳以上の者、または身体障害者が運転する場合など

◆◆ 反射材等を活用しましょう! ◆◆
自転車等を夕方や夜間に利用する場合は、自分の存在を車のドライバーに伝えるために、反射材用品の取付や確実なライトの点灯を心がけましょう。

「交通事故のない安全・安心な滋賀」